

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案

I 建築基準法施行規則の一部改正

【第1条の3・第3条・第4条・第4条の8（確認検査の申請書等）】

- 法第18条の3の規定に基づく確認審査等に関する指針において審査対象となる図書等を規定することに対応して、確認検査の申請書に添付すべき図書及び明示すべき事項等を拡充する。
 - ※ 設計に携わった者の氏名が全て記載されるよう別記第2号様式（確認申請書）を改正する。
 - ※ 構造計算書の構成として、荷重・外力計算書、応力計算書、断面計算書、層間変形角計算書、層間変形角計算書結果一覧表、保有水平耐力計算書、保有水平耐力計算書結果一覧表等、建築確認時に提出すべき構造計算書の種類を明確に規定する。
 - ※ 改正後の規定においては、申請に係る建築物・工作物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合に、特定行政庁が規則で確認申請書に一定の図書を添付することを要しない旨を定めることができる旨を定めた第1条の3第18項・第3条第7項に相当する規定は置かないこととする。
- これらの規定を、指定確認検査機関に対する確認検査の申請（法第6条の2・法第7条の2・法第7条の4）について準用する。
- これらの規定を、国等の建築物等に係る計画の通知等（法第18条）について準用し、別記第二号様式による確認申請書等に準じて「計画通知書」等の様式を定める。

【新規（確認済証の交付に係る期間を延長する旨等を記載した通知書）】

- 法第6条第12項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の様式を定める。

【新規（構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付に係る期間を延長することができる場合）】

- 法第6条第9項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする（法第6条の2第6項・法第18条第8項の国土交通省令で定める場合も同様とする）。
 - 一 法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、当該プログラムに入力した構造設計の条件に関する電子データの提出がなかつた場合
 - 二 法第20条第3号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、当該プログラムに

入力した構造設計の条件に関する電子データの提出がなかつた場合

- 三 法第 20 条第 2 号イに規定するプログラムにより構造計算を行う場合に用いた建築物の構造設計に関する条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

【新規（確認済証の交付に係る期間を延長することができる場合）】

- 法第 6 条第 12 項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする（法第 18 条第 11 項の国土交通省令で定める場合も同様とする）。
- 一 申請に係る建築物の計画（法第 20 条第 2 号又は第 3 号（法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物に係る部分に限る。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第 20 条第 2 号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合において、当該プログラムに入力した構造設計の条件に関する電子データの提出がなかつた場合
 - 二 申請に係る建築物の計画（法第 20 条第 4 号に掲げる建築物の計画に限る。）が法第 20 条第 2 号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合
 - 三 申請に係る建築物の計画（法第 20 条第 3 号（法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物に係る部分を除く。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第 20 条第 2 号又は第 3 号に定める基準（同条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で同条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合
 - 四 申請に係る建築物の計画が法第 20 条第 3 号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合
 - 五 申請に係る建築物の計画（法第 20 条第 3 号（法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物に係る部分に限る。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第 20 条第 3 号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合において、当該プログラムに入力した構造設計の条件に関する電子データの提出がなかつた場合
 - 六 法第 6 条第 9 項の規定により同条第 8 項の期間が延長された場合

【新規（指定確認検査機関が交付する通知書の様式）】

- 法第6条の2第9項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第3条の8第1項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 通知書（様式を定める）に第1条の3又は第3条に規定する図書を添えて行う。
 - 二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 通知書（様式を定める）により行う。
- これらの図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

【新規（確認審査報告書）】

- 法第6条の2第10項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項の確認済証又は法第6条の2第9項の通知書の交付の日から7日以内とする。
- 法第6条の2第10項に規定する確認審査報告書の様式を定める。
 - ※ 別記第16号様式の名称を「確認審査報告書」に改め、構造計算適合性判定に関する記載事項として以下を追加。
 - ・ 判定結果通知書の交付者
 - ・ 判定結果通知書の交付年月日
 - ・ 判定結果通知書の交付番号
- 法第6条の2第10項の国土交通省令で定める書類（確認審査報告書の添付書類）は、次に掲げる書類とする。
 - 一 次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類
 - イ 建築物 別記第3号様式による建築計画概要書
 - ロ 建築設備 別記第4号様式の第2面による書類
 - ハ 工作物 法第88条第1項に規定する工作物にあつては別記第10号様式（令第138条第2項第1号に掲げる工作物にあつては別記第四号様式（昇降機用））の第2面による書類又は法第88条第2項に規定する工作物にあつては別記第12号様式による築造計画概要書
 - 二 確認審査等に関する指針に従つて確認のための審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定めるもの
- 確認審査報告書の添付書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって当該添付書類に代えることができる。

【第4条（完了検査申請書の様式）】

- 別記第19号様式（完了検査申請書）から第4面（工事監理の状況）を削る。
- 第1項各号列記部分に、完了検査申請書の添付図書として、工事監理の状況を把握するために必要な書類として国土交通大臣が定める書類を追加する。
- 第2項中「（完了検査の）申請に係る建築物の確認を申請した建築主事」を「（完了検査の）申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事」に改める。

【第4条の2（用途変更に関する工事完了届）】

- 法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による届出（用途変更に関する工事完了届）について、工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならないこととする。ただし、届出をしなかつたことについて災害その他の事由によるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

【新規（完了検査報告書）】

- 法第7条の2第6項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第7条の2第5項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証の交付の日から7日以内とする。
- 法第7条の2第6項に規定する完了検査報告書の様式を定める（別記第19号様式を「完了検査報告書」に改める）。
- 法第7条の2第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第19号様式の第2面及び第3面による書類
 - 二 工事監理の状況を把握するために必要な書類として国土交通大臣が定める書類
 - 三 確認審査等に関する指針に従って完了検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定めるもの
- 完了検査報告書の添付書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって当該添付書類に代えることができる。

【第4条の8（中間検査申請書の様式）】

- 別記第26号様式（中間検査申請書）の第4面（工事監理の状況）を削る。
- 第1項各号列記部分に、中間検査申請書の添付図書として、工事監理の状況を把握するために必要な書類として国土交通大臣が定める書類を追加する。
- 第2項中「（中間検査の）申請に係る建築物の確認を申請した建築主事」を「（中間検査の）申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事」に改める。

【新規（指定確認検査機関による中間検査報告書の提出）】

- 法第7条の4第6項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第7条の4第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の中間検査合格証の交付の日から7日以内とする。
- 法第7条の4第6項に規定する中間検査報告書の様式を定める（別記第26号様式を「中間検査報告書」に改める）。
- 法第7条の4第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第26号様式の第2面及び第3面までによる書類
 - 二 工事監理の状況を把握するために必要な書類として国土交通大臣が定める書類
 - 三 確認審査等に関する指針に従って中間検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定めるもの
- 中間検査報告書の添付書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって当該添付書類に代えることができる。

【第6条の3】

- 台帳に記載すべき事項として、国等の建築物等に係る建築計画概要書等に記載すべき事項を追加する。
- 台帳と合わせて保存すべき書類として、以下を定める。
 - ① 確認検査の申請書及び添付図書（建築主事が受理したものに限り、建築計画概要書及び築造計画概要書を除く。）
 - ② 指定確認検査機関から提出を受けた確認審査報告書・完了検査報告書・中間検査報告書に添付する確認審査等に関する指針に従って確認検査を行ったことを証する書類
 - ③ 建築物及び建築設備に係る定期報告書
- 台帳に記載すべき事項及び保存すべき書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって台帳への記載又は書類の保存に代えることができる。
- 台帳と合わせて保存すべき書類の保存期間は、上記①・②については当該建築物又は工作物に係る確認済証の交付の日から15年間、上記③については特定行政庁が規則で定める期間とする。

【新規（建築基準適合判定資格者に係る処分の公告）】

- 法第77条の62第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。
 - 一 処分をした年月日

- 二 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号
- 三 処分の内容
- 四 処分の理由又は原因となつた事実

【別表第 2（性能評価の手数料）】

- 法第 20 条第 2 号イ・第 3 号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）の手数料を、申請 1 件につき 150 万円とする。

【別記第 37 号様式（処分等の概要書）】

- 別記第 37 号様式に、構造計算適合性判定に関する以下の事項を追加する。
 - ・ 判定結果通知書交付者
 - ・ 判定結果通知書の交付年月日
 - ・ 判定結果通知書の交付番号

【別記第 68 号様式（工事現場における確認の表示の様式）】

- 別記第 68 号様式中「設計者氏名」欄の下に「工事監理者氏名」欄を追加する。

II 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正

【第 14 条（指定確認検査機関に係る指定の申請）】

- 第 14 条各号に掲げる書類に、次の書類を追加する。
 - 過去 20 事業年度以内において行った確認検査の業務の件数を記載した書類
 - ※ 書類の様式を定める。
 - ※ 「過去 20 事業年度」は、申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算。
 - 申請者の親会社等について、第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる書類（この場合において、第 5 号及び第 8 号から第 9 号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）
 - 申請者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

【第 16 条（確認検査員の数）】

- 第 16 条第 1 項を次のように改める。

法第 77 条の 20 第 1 号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の上欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに中欄に掲げる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の下欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（1 未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が 2 未満であるときは、2 とする。

| | | |
|--|------|-------|
| 前条第 1 号及び第 2 号の建築物（法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物及び法第 68 条の 10 第 1 項の認定（令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に係る認定に限る。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。） | 建築確認 | 2,600 |
| | 中間検査 | 860 |
| | 完了検査 | 860 |
| 前条第 1 号及び第 2 号の建築物（法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物及び法第 68 条の 10 第 1 項の認定（令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に係る認定に限る。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。） | 建築確認 | 440 |
| | 中間検査 | 610 |
| | 完了検査 | 590 |
| 前条第 3 号及び第 4 号の建築物 | 建築確認 | 360 |
| | 中間検査 | 680 |
| | 完了検査 | 510 |
| 前条第 5 号及び第 6 号の建築物 | 建築確認 | 230 |
| | 中間検査 | 450 |
| | 完了検査 | 320 |
| 前条第 7 号及び第 8 号の建築物 | 建築確認 | 200 |
| | 中間検査 | 340 |
| | 完了検査 | 230 |
| 前条第 9 号及び第 10 号の建築設備 | 建築確認 | 1,300 |

| | | |
|---------------------------|------|-------|
| | 中間検査 | 2,200 |
| | 完了検査 | 780 |
| 前条第 11 号及び第 12 号の小荷物専用昇降機 | 建築確認 | 2,600 |
| | 中間検査 | 3,500 |
| | 完了検査 | 1,000 |
| 前条第 13 号及び第 14 号の工作物 | 建築確認 | 1,900 |
| | 中間検査 | 3,300 |
| | 完了検査 | 1,000 |

【新第 17 条（指定確認検査機関の有する財産の評価額）】

○ 法第 77 条の 20 第 3 号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第 31 条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一 3 千万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ 第 15 条第 5 号又は第 6 号のいずれかの指定を受けようとする場合（ロに該当する場合を除く。） 1 億円

ロ 第 15 条第 7 号又は第 8 号のいずれかの指定を受けようとする場合 3 億円

二 その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去 20 事業年度以内において確認検査を行った件数の合計数を、次の表の上欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

| | |
|--|---------|
| 第 15 条第 1 号及び第 2 号の建築物、同条第 9 号から第 12 号までの建築設備並びに同条第 13 号及び第 14 号の工作物 | 200 円 |
| 第 15 条第 3 号及び第 4 号の建築物 | 600 円 |
| 第 15 条第 5 号及び第 6 号の建築物 | 2,000 円 |
| 第 15 条第 7 号及び第 8 号の建築物 | 9,000 円 |

※ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日前に行った確認検査の件数は含めないこととする。

※ 改正法の施行前に行った確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための措置については、法第 77 の 29 の 2 第 3 号に掲げる書類に記載することとして、建築主等に対する閲覧の対象とする

- 法第 77 条の 20 第 3 号の財産の評価額（以下「財産の評価額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産（創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
 - 二 その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき前項に規定する民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあっては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額
- 資産又は負債の価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。
- 算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。

【第 23 条（確認検査の方法）】

- 第 23 条を削除する。
 - ※ 確認審査等に関する指針（告示）において確認検査の方法を定める。

【第 26 条（確認検査業務規程の記載事項）】

- 第 26 条に規定する確認検査業務規程の記載事項に次の事項を追加する。
 - 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項
 - ※ 第 41 条（認定等業務規程の記載事項）・第 67 条（性能評価業務規程の記載事項）においても同様の事項を追加する。
 - 法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項

【第 28 条（帳簿）】

- 第 28 条第 3 項に定める帳簿の保存期限について、「確認検査の業務の全部を廃止するまで」を「確認検査の業務の引継ぎを完了するまで」に改める。
 - ※ 第 9 条第 3 項、第 43 条第 3 項、第 44 条第 3 項、第 68 条第 3 項及び第 69 条第 3 項においても同様の改正を行う。

【第 29 条（図書の保存）】

- 法第 77 条の 29 第 2 項の確認検査の業務に関する書類で省令で定めるものは、建築基準法施行規則第 1 条の 3、第 3 条、第 4 条及び第 4 条の 8 に規定する図書（今回の建築基準法施行規則の一部改正により、これらの規定を指定確認検査機関に対する確認検査の申請に準用する予定。）とする。
- 法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類は、当該建築物又は工作物に係る確認済証の交付の日から 15 年間保存しなければならないこととする。

【新第 29 条の 2（書類の閲覧等）】

- 法第 77 条の 29 の 2 第 4 号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
 - 三 法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 四 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
- 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第一号並びに上記第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく確認検査の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。
- 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第三号並びに上記第一号、第三号及び第四号に定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。
- 法第七十七条の二十九の二各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ確認検査の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第一号並びに上記第二号に定める書類（ファイル又は磁気ディスクによる記録がされている場合を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所にて備え置くものとする。
- 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類（ファイル又は磁気ディスクによる記録がされている場合を含む。）の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規則を定め、かつ、これを公にしておかななければならない。

【新第 29 条の 3（監督命令に係る公示の方法）】

- 法第 77 条の 30 第 2 項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては公報で行うものとする。
 - 一 監督命令をした年月日
 - 二 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名
 - 三 監督命令の内容
 - 四 監督命令の原因となった事実

【新第 29 条の 4（特定行政庁による報告）】

- 法第 77 条の 31 第 3 項の規定による特定行政庁から国土交通大臣等への報告は、次に掲げる事項について、文書をもって行うものとする。
 - 一 立入検査を行った指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地
 - 二 立入検査を行った年月日
 - 三 法第 77 条の 31 第 3 項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料
 - 四 その他特定行政庁が必要と認めること

【第 30 条（指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出）】

- 指定確認検査機関は、法第 77 条の 34 第 1 項の規定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、業務休廃止届出書を国土交通大臣等に提出することに加え、その写しを、その業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならないこととする。

【新第 30 条の 2（処分の公示）】

- 法第 77 条の 35 第 3 項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては公報で行うものとする。
 - 一 処分をした年月日
 - 二 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名
 - 三 処分の内容
 - 四 処分の原因となった事実
- ※ 法第 77 条の 51 第 3 項（法第 77 条の 56 第 2 項において準用する場合を含む。）の公示についても同様の規定を置く。

【第 31 条（確認検査の業務の引継ぎ）】

- 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第 77 条の 35 第 1 項又は第 2 項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定確認検査機関であった者）は、法第 77 条の 34 第 1 項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第 77 条の 35 第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならないこととする。
 - 一 確認検査の業務を、所轄特定行政庁に引き継ぐこと。
 - 二 法第 77 条の 29 第 1 項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第 2 項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。
 - ※ 指定確認検査機関は、所轄特定行政庁に書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、当該特定行政庁に協議しなければならないこととする。
 - 三 その他国土交通大臣等又は所管特定行政庁が必要と認める事項

Ⅲ 建築士法施行規則の一部改正

【第6条（免許の取消の申請及び免許証の返納）】

- 法第8条の2（建築士の死亡等の届出）の新設に伴い、規定の形式的整理を行う。
 - ※ 第2項のうち、一級建築士の死亡に係る部分を削除。第3項（後見開始又は保佐開始の場合）を削除。第4項は法第9条の書き振りの変更に伴い修正。

【新規（免許の取消しの公告）】

- 法第9条第2項の規定による公告は、以下の事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては公報で行うものとする。
 - ・ 免許の取消しをした年月日
 - ・ 免許の取消しを受けた建築士の氏名・建築士資格の種別・建築士登録番号
 - ・ 免許の取消しの理由

【新規（処分の公告）】

- 法第10条第5項の規定による公告は、以下の事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては公報で行うものとする。
 - ・ 処分をした年月日
 - ・ 処分を受けた建築士の氏名・建築士資格の種別・建築士登録番号
 - ・ 処分の内容
 - ・ 処分の原因となった事実

【第17条（受験者の不正行為に対する措置）】

- 法第13条の2（合格の取消し等）の新設に伴い、規定の形式的整理を行う。
 - ※ 第1項・第2項を削除。第3項の書き振り修正。

【新規（構造安全証明書の様式）】

- 法第20条第2項の規定による証明書（構造安全証明書）の様式を定めるとともに、証明書の記載事項として以下を定める。
 - ・ 建築士の氏名（建築士の種別）
 - ・ 登録番号（二級建築士・木造建築士の場合、登録を受けた都道府県名）
 - ・ 証明した年月日
 - ・ 安全性を確かめた建築物の名称
 - ・ 安全性を確かめた方法（構造計算ルート、構造計算方法（プログラム名）、安全性を確かめた根拠（○月○日作成記名押印の構造計算書により確認））

【新規（設計等の業務に関する報告書）】

- 法第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書の様式を定める。
 - ※ 電子データにより報告書を提出する場合の方法を定める。

※ 都道府県知事が報告書を保存すべき期間は、その提出を受けた日から5年間とする。

- 法第23条の6第4号に基づき、設計等の業務に関する報告書に記載すべき事項として以下を定める。
 - ・ 建築士事務所に属する建築士資格の種別、建築士登録番号、管理建築士である場合はその旨
 - ・ 当該事業年度において管理建築士が建築士事務所の開設者に対して述べた意見の概要

【新規（登録簿等の閲覧）】

- 法第23条の9第3号に基づき、都道府県知事が閲覧に供する書類として、施行規則第19条（建築士事務所の登録申請の添付図書）第2号に掲げる書類（建築士事務所に属する建築士の氏名、建築士資格の種別を記載した書類で当初の登録申請時に提出されたもの）を規定する。

【第21条（帳簿等の保存期間）】

- 建築士事務所における帳簿及び図書の保存期間を、15年に延長する（現行5年）。

【第22条の2（書類の閲覧）】

- 第22条の2に、次の一項を加える。

建築士事務所の開設者は、法第二十四条の五第三号に規定する措置を講じたときは、同号に定める書類を、遅滞なく作成し、建築士事務所ごとに備え置くものとする。当該措置の内容を変更したときも、同様とする。

【新規（建築士事務所に対する監督処分のお知らせ）】

- 法第26条第4項において準用する法第10条第5項の規定による公告は、以下の事項について都道府県の公報で行うものとする。
 - ・ 監督処分をした年月日
 - ・ 監督処分を受けた建築士事務所の名称・所在地、建築士事務所の開設者の氏名・名称、建築士事務所の種別・登録番号
 - ・ 監督処分の内容
 - ・ 監督処分の原因となった事実